

## 軽金属奨励賞規程

### (総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）の軽金属奨励賞（以下、「本賞」という）について規定する。

### (授賞対象)

第2条 本賞は、軽金属の学術または工業に関する独創性、発展性に富む業績を挙げ、将来本学会における活躍が期待される新進気鋭の研究者・技術者に贈る。

2. 受賞者は、受賞の年の4月1日現在、35歳以下の正会員または学生会員とする。ただし、出産、育児により研究を中断するなどの事情がある場合は年齢制限を37歳以下に緩和することができる。
3. 過去に本賞を受けた者は対象としない。

### (授与)

第3条 本賞を証するものとして、本学会から賞状を授与する。

### (募集)

第4条 候補者は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公募する。

2. 応募は、推薦または自薦による。
3. 推薦者は、本学会の正会員、名誉会員または永年会員とする。
4. 推薦者または応募者は、所定の「軽金属奨励賞候補者推薦（応募）書」により、指定された期日までに会長宛に推薦（応募）する。

### (選考)

第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。

- (1) 受賞候補者の選考は、軽金属躍進賞・奨励賞・女性未来賞選考委員会において行う。
- (2) 理事会は前号の選考委員会により選考された受賞候補者を審議し、その年度の受賞者を決定する。
2. 受賞者は毎年3名以内とする。
3. 理事会が受賞該当者なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

### (授賞時期)

第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。

### (細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

(改廢)

第8条 本規程の改廢は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は昭和58年5月18日から施行する。
2. 昭和59年5月9日、一部改定した。
3. 昭和62年5月12日、一部改定した。
4. 平成8年8月9日、一部改定した。
5. 平成9年7月10日、一部改定した。
6. 平成18年1月31日、一部改定した。
7. 平成18年9月29日、一部改定した。
8. 本規程は、一般社団法人としての第6回理事会（平成24年1月30日）において改定した。
9. 第51回理事会（平成30年1月31日）において、第2条第2項に年齢制限緩和を追加した。